

香川県歯と口腔の健康づくり推進条例制定

平成23年12月20日公布・施行

目指せ

ハチマルニイマル

8020健康長寿社会



歯と口腔の健康は、会話や食事を楽しむなど明るく豊かな人生を送るために欠かせないものであり、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防にも大変重要です。

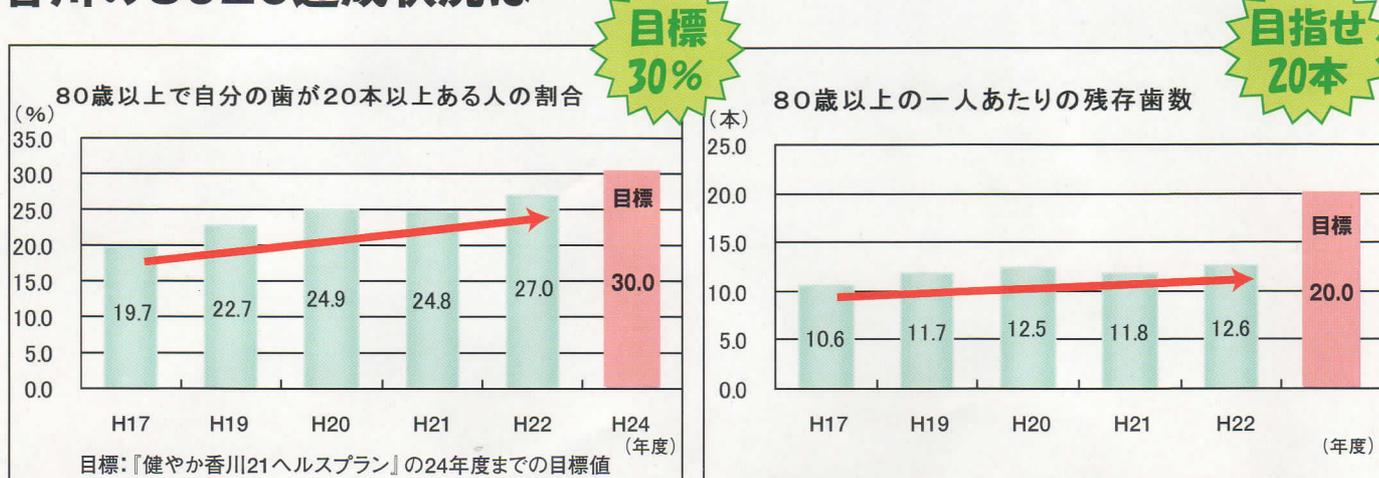
県は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、**8020健康長寿社会**を実現するために条例を制定しました。

県民一人ひとりの自らの健康づくりを基盤として、関係団体などがそれぞれの役割を果たし、連携や協力をしながら、県民の皆さまと歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

8020健康長寿社会とは

80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防などの取り組みを通じて、心身の健康や長寿を保ちつつ、豊かな生活を営むことのできる社会をいいます。

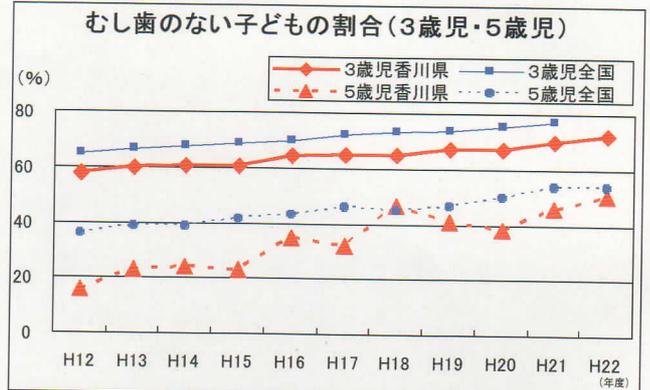
香川の8020達成状況は・・・



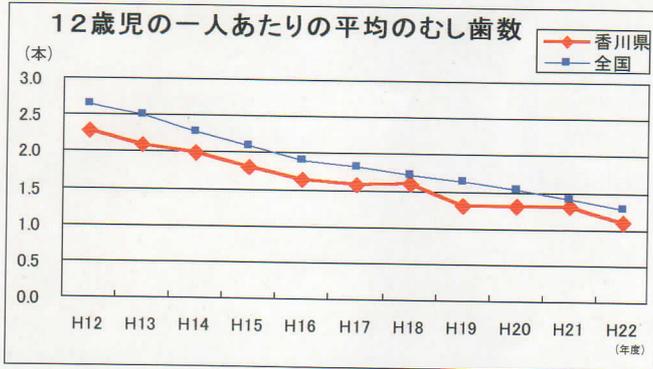
出典:平成22年度 香川県歯の健康と医療費に関する実態調査(厚生労働省 8020 運動推進特別事業)

香川の子どもの状況

- ◎むし歯のない子どもの割合は、3歳児、5歳児ともに、徐々に増加し、改善されていますが、どちらも全国平均より低くなっています。
- ◎12歳になると、一人あたりの平均むし歯の本数は1.1本で、全国平均の1.29本より少なくなっています。
- ◎歯肉炎と診断された生徒の割合が15歳以上で全国平均より高くなっています。



出典:3歳児:歯科健康診査実施状況、5歳児:香川県学校保健統計調査



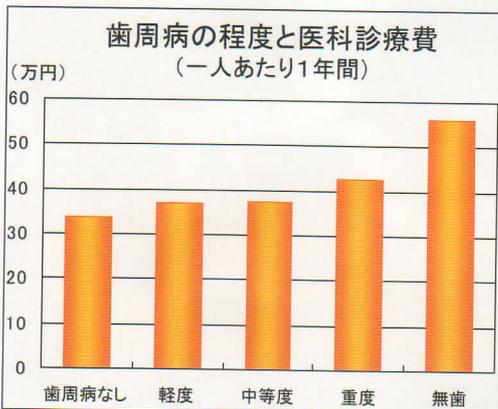
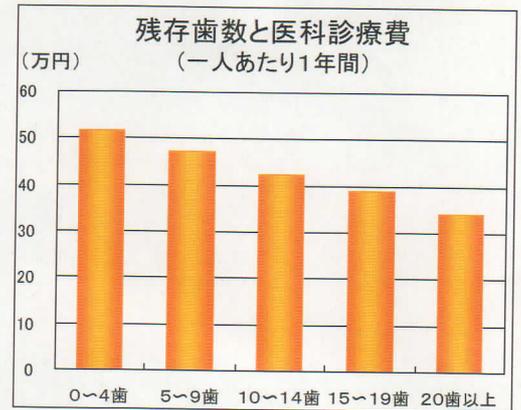
出典:平成22年度 香川県学校保健統計調査



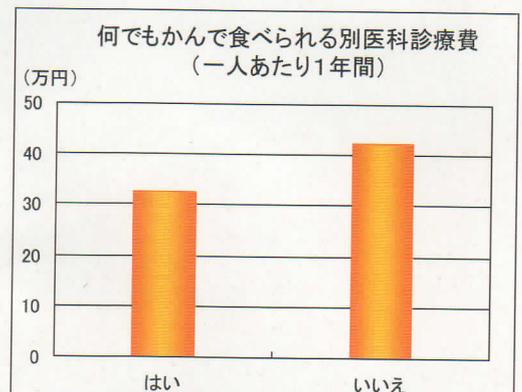
出典:平成22年度 香川県学校保健統計調査

香川の大人の状況

- ◎歯が20本以上ある人は、4本以下の人と比べて、全身にかかる医科の医療費(入院・外来を含む)が、1年間に約18万円少なくなっています。
- ◎歯周病の程度が重度な人ほど全身にかかる医療費(入院・外来を含む)が高くなっています。
- ◎何でもかんで食べられる人は、そうでない人に比べて、1年間の医療費が、約10万円少なくなっています。



歯と口腔の健康は、全身の健康にも関係が深いことがわかります。



出典:平成22年度 香川県歯の健康と医療費に関する実態調査(厚生労働省8020運動推進特別事業)

8020達成に向けた取り組み

むし
6/4

歯の衛生週間



6月4日は、『むし歯予防デー』

6月4日から6月10日は、『歯の衛生週間』

県下12会場で、歯科健診やブラッシング指導等が実施されています。

この機会を利用して歯や口の中の状態を再確認し、歯科疾患を予防しましょう。

香川県母と子のよい歯のコンクール

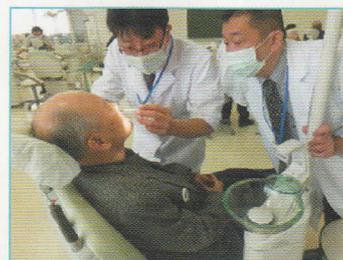
親と子がそろってよい歯を保っている者を表彰することにより、親子の健康の保持増進と歯科保健知識の普及啓発に役立てることを目的として、前年度に3歳児歯科健康診査を受診した幼児とその親を対象に毎年行われています。



香川県よい歯児童生徒審査会

各郡市の代表となったよい歯を保っている児童生徒を対象に、さらに県レベルでの審査や表彰を行い、むし歯予防に対する関心を高めるとともに、各学校における歯の保健指導の充実に役立てることを目的に行われています。

高齢者イイ歯のコンクール



「8020運動」を推進するために「いい歯の日」にあわせて、県内在住の高齢者（8020達成者）を対象にコンクールを開催、表彰することで、生涯を通じた歯の健康づくりを応援しています。

いい
11/8

いい歯の日と 歯と口腔の健康づくり週間



条例第11条に基づき、毎年11月8日を「いい歯の日」とし、この日から11月14日までを「歯と口腔の健康づくり週間」と定め、8020運動を中心に、歯と口腔の健康に関する知識の普及啓発と正しい情報を提供します。

歯科口腔保健の推進に関する計画の策定

今後、県は、条例の基本理念にのっとり、各ライフステージごとの歯科保健対策の現状や課題を踏まえ、関係機関の取り組みや連携が進むよう、「歯科口腔保健の推進に関する計画」を策定します。

また、「8020運動」への県民の皆さまの理解をより一層深めるとともに、生涯にわたり歯や口腔の健康づくりができるよう重点目標を定め、計画に沿って施策を推進していきます。

【目的】 第1条

この条例は、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）が生活習慣病の予防並びに健やかで質の高い生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律※（平成23年法律第95号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県民の歯科口腔保健の推進に関し、県及び県民の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の基本的施策等を定めることにより、歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、もって8020健康長寿社会（80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組を通じて、心身の健康及び長寿を保ちつつ豊かな生活を営むことのできる社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。

【県の責務】 第2条

県は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、歯科口腔保健の推進に関し、保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、本県の実情に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

【県民の責務】 第3条

県民は、基本理念のっとり、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるとともに、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に積極的に参加すること並びに定期的に歯科医師又は歯科衛生士による歯科健診（歯科に係る健康診査及び健康診断をいう。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）を受けることにより、歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとする。

【市町の役割】 第4条

市町は、基本理念のっとり、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令に基づく施策との調和を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を継続的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

【歯科医師等の役割】 第5条

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に携わる者は、基本理念のっとり、歯科医療又は歯科保健指導を行うとともに、専門的な知識を活用して、県、市町又は関係団体が行う歯科口腔保健の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

【保健、医療、福祉、教育等に携わる者の役割】 第6条

保健、医療、福祉、教育等に携わる者は、基本理念のっとり、相互の連携協力を図りながら歯科口腔保健の推進に努めるものとする。

【事業者及び医療保険者の役割】 第7条

事業者は、基本理念のっとり、従業員の歯科健診等の機会の確保その他の歯科口腔保健の推進に関する取組を行うよう努めるものとする。
2 医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）は、基本理念のっとり、被保険者の歯科健診等の機会の確保その他の歯科口腔保健の推進に関する取組を行うよう努めるものとする。

※ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月10日法律第95号）（基本理念）

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 1 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 2 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 3 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

【基本的施策の実施】 第8条

県は、歯科口腔保健を推進するため、基本的施策として次に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 妊産婦及び乳幼児の保護者を対象とする歯科に係る相談、指導等の保健事業に関すること。
- 2 幼児、児童及び生徒を対象とする虫歯及び歯肉炎の予防等の保健事業に関すること。
- 3 成年者を対象とする歯周病の予防等の保健事業に関すること。
- 4 高齢者を対象とする口腔の機能を維持するための取組等の保健事業に関すること。
- 5 障害者、介護を必要とする者等の歯科口腔保健に関すること。
- 6 離島又はへき地に居住する者を対象とする歯科に係る保健医療の体制の確保に関すること。
- 7 歯科口腔保健の推進に資する情報の収集及び提供並びに歯科口腔保健に携わる者の連携体制の構築に関すること。
- 8 歯科口腔保健に携わる人材の確保及びその資質の向上に関すること。
- 9 食育及び喫煙対策の推進並びに糖尿病その他の生活習慣病の予防等のための歯科口腔保健に関すること。
- 10 フッ化物の応用等科学的知見に基づく歯科口腔保健に関すること。
- 11 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

【市町との連携等】 第9条

県は、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に当たっては、住民に身近な保健サービスを行っている市町及び関係団体との連携協力及び調整に努めるものとする。

2 県は、市町が歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするとき又は関係団体が歯科口腔保健の推進に関する取組を行うおうとするときは、その求めに応じ、歯科口腔保健に関し、情報の提供又は専門的若しくは技術的な見地からの助言を行うものとする。

【歯科口腔保健の推進に関する計画】 第10条

県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために、法第13条に規定する基本的事項として、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 基本方針
- 2 目標
- 3 第8条に規定する基本的施策
- 4 前3号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【いい歯の日等】 第11条

県は、歯科口腔保健の推進について県民の関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意識を高めるため、いい歯の日及び歯と口腔の健康づくり週間を設ける。

2 いい歯の日は11月8日とし、歯と口腔の健康づくり週間は同日から同月14日までの期間とする。

3 県は、市町及び関係団体と連携し、80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組のほか、いい歯の日及び歯と口腔の健康づくり週間の趣旨に沿った取組を行うよう努めるものとする。

【歯科口腔保健に関する実態調査】 第12条

県は、歯科口腔保健を推進するため、おおむね5年ごとに、歯科口腔保健の実態に関する調査を行うものとする。

【財政上の措置】 第13条

県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。